

## 東日本大震災復興事業計画・寄附金募集要項

- 事業目的 (1) 東日本大震災により被害を受けた学生・生徒・園児等の支援のため  
(2) 東日本大震災により半壊した1号館の建替え及び被害を受けた施設・設備の修復のため
- 募集目標 三億円
- 募集期間 平成24年1月～平成25年4月
- 申込単位 個人 1口3千円(なるべく2口以上お願い致します。)  
法人 1口の金額は定めておりません。
- 寄附申込 寄附につきましては所得税、法人税の減免措置がございますので寄附申込書をお送りくださるようお願いいたします。  
寄附申込書につきましては本学ホームページに掲載されておりますのでダウンロードしてご利用ください。または当委員会事務局までご連絡いただければ送付いたします。
- 払込方法 専用の払込用紙または銀行の振込用紙もしくはATMにて、下記の口座にお振込み下さい。

### 【払込金融機関】

常陽銀行 平支店 普通預金 No. 1560716

ジョウヨウギンコウ タイワシテン

口座名 学校法人昌平鬘寄附金口 理事長 田久昌次郎

ガッコウホウジンショウヘイコウキフキンガチ リジチョウ タキウショウジロウ

※ 専用払込用紙の入手につきましては、下記の間合せ先までご依頼下さい。

減免措置 学校法人(特定公益増進法人)に対する寄附金は、減免措置の適用となります。

#### (1)個人が寄附する場合

##### ア. 所得税の控除に関する取扱い (平成22年4月1日現在)

個人が学校法人等に寄附した場合、寄付金の年額が2千円を越えた金額について、当該年の課税所得から控除されます。但し寄附金の総額は年間総所得の40%までを限度としております。

○ 寄附金控除額 = 当該年中に支出した寄附金の額 ※1) - 2千円

※1) 但し当該年分の総所得金額の40%を限度とする

寄附金控除を受けるための手続きは、寄附をした翌年の2月中旬から3月中旬までの確定申告期間に、住所地を所轄する税務署で必要書類を添付して確定申告を行い、所得税の還付請求手続きを行ってください。手続きに必要な書類は、[1]寄附金領収書、[2]特定公益増進法人であることの証明書(写)、[3]給与所得者の場合は、当該年の給与所得の源泉徴収票です。

なお、[1]及び[2]の書類につきましては、寄附金の入金確認後に送付いたします。

イ. 住民税の控除に関する取扱い

2008年度の税制改正に伴い、特定公益増進法人の認可を受けている学校法人が、自治体の条例により認定された場合には、住民税が寄附金税額控除の対象となりました。取扱いの詳細につきましては、住民税を納税されている自治体にお問い合わせください。

(2) 法人が寄附する場合

一般寄附金の損金算入限度額に相当する金額まで一般寄附金と別枠で損金の額に算入することができます。手続きに必要な書類は、[1]寄附金領収書と、[2]特定公益増進法人であることの証明書(写)です。

<法人の場合>

特定公益増進法人に対する寄附金として寄附金控除

【損金算入限度額】

$$\left\{ \left( \begin{array}{c} \text{期末資本金} \\ \text{及び} \\ \text{資本金積立金} \end{array} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12\text{月}} \times \frac{2.5}{1000} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{寄附金} \\ \text{支出前の} \\ \text{所得金額} \end{array} \times \frac{5}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

○ 寄附金募集に関する問合せ先

学校法人昌平 震災復興寄附金募集委員会事務局（総務部総務課）

〒970-8023 福島県いわき市平鎌田字寿金沢 37

電話:0246-35-0415(直通) FAX: 0246-24-8122

Eメールアドレス soumu@tonichi-kokusai-u.ac.jp